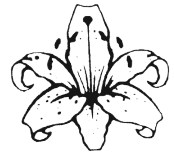


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 2 年12月25日 (金曜日)

定期 第 168 号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部 三六三円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市 中区 日本大通一
神奈川県政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一五―二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

目次	ページ		
〇規則		神奈川県議会議会局行政文書管理規程の一部を改正する規程 (議会・総務課)	672
港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (県土整備・砂防海岸課)	667	〇教育委員会告示	
栄養士法施行細則の一部を改正する規則 (健康医療・医療課)	667	指定技能教育施設の廃止の届出 (3件) (教委・高校教育課)	672
〇告示		〇監査委員公表	
土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除 (環境農政・大気水質課)	670	監査の結果により講じた措置について (2件)	672
道路の区域変更 (県土整備・道路管理課)	670	〇公告	
〇訓令		特定非営利活動法人の定款の変更認証申請 (政策・NPO協働推進課)	675
神奈川県職員服務規程の一部を改正する規程 (総務・人事課)	671	公共測量の実施通知 (13件) (県土整備・建設業課)	676
〇企業管理規程		宅地建物取引業法による処分に係る聴聞 (県土整備・建設業課)	677
神奈川県企業職員退職手当支給規程の規定に基づき管理者が行う意見の聴取の手續に関する規程 (企業・総務室)	671	開発行為に関する工事の完了 (厚木土木事務所)	677
神奈川県企業庁職員服務規程の一部を改正する規程 (企業・総務室)	671	開発行為に関する工事の完了 (県西土木事務所)	678
〇議会訓令		〇入札公告	
		落札者等の公告 (総務・総務室)	678
		〇正誤	678

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

規 則

港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 2 年12月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第100号

港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例 (令和 2 年神奈川県条例第63号) の施行期日は、令和 3 年 1 月16日とする。

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年12月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第101号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則 (昭和28年神奈川県規則第50号) の一部を次のように改正する。

第 2 号様式及び第 3 号様式を次のように改める。

この公報は再生紙を使用しています

第 2 号様式 (第 2 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

栄 養 士 免 許 申 請 書

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所
氏 名
電 話 番 号

栄養士法第 1 条第 1 項に規定する栄養士の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 罰金以上の刑に処せられたことの有無 (有の場合は、その罪、刑及び刑の確定年月日)
有・無 _____
- 2 栄養士法第 1 条に規定する業務に関し犯罪又は不正の行為を行つたことの有無 (有の場合は、犯罪又は不正の事実及びその年月日)
有・無 _____
- 3 栄養士養成施設卒業後の本籍又は氏名の変更の有無 (有の場合は、卒業時の本籍又は氏名)
有・無 _____

本 籍 地 都 道 府 県 名 (国 籍)			
ふりがな	(氏)	(名)	
氏 名			
旧姓又は通称名併記の希望	有 ・ 無	併 記 す る 名 前 の 区 分	旧姓 ・ 通称名
ふりがな			
旧 姓 又 は 通 称 名			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
栄 養 士 養 成 施 設 名	(年 月卒業)		

添付書類 1 栄養士養成施設の卒業証明書又は卒業証書の写し及び栄養士養成課程履修証明書 (栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律 (昭和60年法律第73号) 附則第 5 条第 1 項に規定する者については、栄養士試験に合格したことを証する書類)

2 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し (本籍地 (本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨、日本の国籍を有しない者については国籍等) が記載されているものに限る。) (出入国管理及び難民認定法第19条の 3 各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し)

備考 栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項に規定する者については、栄養士養成施設名及び卒業年月に代えて、栄養士試験の合格年月を記載してください。

第 3 号様式 (第 3 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

栄養士名簿訂正及び免許証書換え交付申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所
氏 名
登 録 番 号 第 号
登 録 年 月 日 年 月 日
電 話 番 号

栄養士名簿の登録事項及び栄養士免許証の記載事項を次のとおり変更したので、栄養士法施行令第 3 条第 1 項の規定による栄養士名簿の訂正及び同令第 5 条第 1 項の規定による栄養士免許証の書換え交付を申請します。

変更事項	変更前	変更後
本 籍 地 都 道 府 県 名 (国 籍)		
ふりがな		
氏 名		
旧姓又は通称名併記の希望		有 ・ 無
併記する名前の区分		旧姓 ・ 通称名
ふりがな		
旧 姓 又 は 通 称 名		
性 別	男 ・ 女	男 ・ 女
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
変 更 の 理 由 及 び 年 月 日		

備考 栄養士免許証及び申請の原因となる事実を証する書類を添付してください。

第 4 号様式中 「住 所」を「住 所」に、
(ふりがな)

「(ふりがな) 栄養士氏名」を

「(ふりがな) (氏) (名)」に、
栄養士氏名

「日生」を「日」に改める。

第 5 号様式を次のように改める。

第 5 号様式 (第 5 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

栄養士免許証再交付申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所
氏 名
電 話 番 号

栄養士免許証を次のとおり失った(破った、汚した)ので、栄養士法施行令第 6 条第 1 項の規定により、その再交付を申請します。

登 録 番 号	第 号	登録年月日	年 月 日
ふりがな	(氏)	(名)	
氏 名			
ふりがな			
旧 姓 又 は 通 称 名			
生 年 月 日		年 月 日	
失った(破った、汚した)年月日		年 月 日	
失った(破った、汚した)場所			
失った(破った、汚した)事情			

- 備考 1 破った又は汚した場合は、当該栄養士免許証を添付してください。
- 2 失った、破った又は汚した免許証に旧姓又は通称名を併記していた場合は、旧姓又は通称名欄に併記していた旧姓又は通称名を記入してください。

附 則

この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

告 示

神奈川県告示第457号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第 2 項の規定に基づき、次の形質変更時要届出区域について同条第 1 項の指定を解除する。

令和 2 年12月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 指定を解除する形質変更時要届出区域
秦野市名古木字出口原 1 番 1 の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県環境農政局環境部大気水質課及び神奈川県湘南地域県政総合センター環境部環境保全課において一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第458号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県横須賀土木事務所において、令和 2 年12月25日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 2 年12月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 道路の種類
県道
- 路線名
横須賀葉山
- 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	敷地の延長
横須賀市長沢四丁目1,470番3 地先から	旧	24.3メートル から	37メートル
同 まで 1,464番1		32.5メートル まで	
同	新	28.8メートル から 34.8メートル まで	同

訓 令

神奈川県訓令第23号

庁 中 一 般
出先機関一般

神奈川県職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年12月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県職員服務規程の一部を改正する規程

神奈川県職員服務規程（昭和28年神奈川県訓令第34号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 号、第 8 条の 2 及び第 9 条中「及び総務室長を経て局長」を削る。

第44条中「、第 8 条、第 9 条」及び「人事課長に」を削る。

第10号様式（表）、第10号様式の 2（表）及び第11号様式（表）中「（所属長認印 ）」を削る。

附 則

この訓令は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

企 業 管 理 規 程

神奈川県企業管理規程第24号

神奈川県企業職員退職手当支給規程の規定に基づき管理者が行う意見の聴取の手続に関する規程を次のように定める。

令和 2 年12月25日

※ 年 月 日 決 裁

管 理 者	企 業 局 長	副 局 長	総 務 室 長	管 理 担 当 課 長	室 員	主 任	審 査 の 可 否	受 付 年 月 日
								年 月 日
								受 付 番 号

を

※

審 査 の 可 否	受 付 年 月 日
	年 月 日
	受 付 番 号

に

神奈川県公営企業管理者
企業庁長 長谷川 幹 男

神奈川県企業職員退職手当支給規程の規定に基づき
管理者が行う意見の聴取の手続に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神奈川県企業職員退職手当支給規程（昭和 29 年神奈川県企業管理規程第 11 号）第 20 条の規定に基づき、同規程第 14 条第 3 項又は第 15 条第 4 項（同規程第 16 条第 2 項及び第 17 条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定により管理者が行う意見の聴取の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見の聴取の手続)

第 2 条 管理者が、神奈川県企業職員退職手当支給規程第 14 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項、第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項又は第 17 条第 1 項から第 5 項までの規定による処分を行おうとするときにおける当該処分を受けるべき者の意見の聴取の手続については、職員の退職手当に関する条例の規定に基づき任命権者が行う意見の聴取の手続に関する規則（平成 21 年神奈川県人事委員会規則第 18 号）第 2 条から第 15 条までの規定の例による。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

神奈川県企業管理規程第25号

神奈川県企業庁職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年12月25日

神奈川県公営企業管理者
企業庁長 長谷川 幹 男

神奈川県企業庁職員服務規程の一部を改正する規程

神奈川県企業庁職員服務規程（昭和 38 年神奈川県企業管理規程第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 号中「 3 通」及び「を経て総務室長」を削る。

第 8 条の 2 中「を経て総務室長」を削る。

第 9 条中「 3 通」及び「を経て総務室長」を削る。

第 8 号様式（表）、第 8 号様式の 2（表）及び第 9 号様式（表）

中

改め、「(所属長認印)」を削る。

附 則

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

議 会 訓 令

神奈川県議会訓令第 5 号

議会議局一般

神奈川県議会議局行政文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 12 月 25 日

神奈川県議会議長 嶋 村 公

神奈川県議会議局行政文書管理規程の一部を改正する規程

神奈川県議会議局行政文書管理規程（平成 11 年神奈川県議会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 1 号中「(神奈川県議会告示)」の次に「(神奈川県議会議長告示)」を加える。

附 則

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に発せられた神奈川県議会議長告示は、この訓令による改正後の第 22 条第 1 号の規定によるものとみなす。

教育委員会告示

神奈川県教育委員会告示第 20 号

学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 35 条第 1 項の規定により、指定技能教育施設の設置者から廃止の届出があった。

令和 2 年 12 月 25 日

神奈川県教育委員会
教育長 桐 谷 次 郎

- 1 指定技能教育施設の名称及び所在地

KTC おおぞら高等学院 横浜キャンパス
横浜市神奈川区栄町 17 番地 2 ポートサイドサクラビル 1 階・2 階

- 2 廃止年月日

令和 3 年 3 月 31 日

神奈川県教育委員会告示第 21 号

学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 35 条第 1 項の規定により、指定技能教育施設の設置者から廃止の届出があった。

令和 2 年 12 月 25 日

神奈川県教育委員会
教育長 桐 谷 次 郎

- 1 指定技能教育施設の名称及び所在地

KTC おおぞら高等学院 厚木キャンパス
厚木市中町 4-9 の 17 原田センタービル 1 階・2 階

- 2 廃止年月日

令和 3 年 3 月 31 日

神奈川県教育委員会告示第 22 号

学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 35 条第 1 項の規定により、指定技能教育施設の設置者から廃止の届出があった。

令和 2 年 12 月 25 日

神奈川県教育委員会
教育長 桐 谷 次 郎

- 1 指定技能教育施設の名称及び所在地

北海道芸術高等学院（横浜）
横浜市港北区大豆戸町 608 番地 3

- 2 廃止年月日

令和 3 年 3 月 31 日

監 査 委 員 公 表

神奈川県監査委員公表第 22 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和 2 年 12 月 25 日

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	太 田 眞 晴
同	吉 川 知 恵 子
同	梅 沢 裕 之
同	小 野 寺 慎 一 郎

- 1 措置の対象となった監査の結果

令和 2 年 8 月 28 日（神奈川県公報号外第 52 号）神奈川県監査委員公表第 17 号で公表した不適切事項が認められた教育委員会を除く 8 か所に係る 9 事項

- 2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 総務局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県川崎県税事務所	令和 2 年 2 月 6 日 (令和元年12月17日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、LAN配線工事契約 (契約額2,149,200円) の締結に当たり、賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項で定められた率である年2.7%とすべきところ、これを契約書に記載していなかった。	不適切事項については、職員相互の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(2) 環境農政局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県自然環境保全センター	令和 2 年 3 月 10 日 (令和 2 年 1 月 30 日及び同月 31 日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、埼玉県長瀬射撃場ライフル射撃場の利用料 (11 月分) 11,490 円の執行に当たり、保険料 (300 円) については「(節) 役務費」とすべきところ、使用料と併せて全額を「(節) 使用料及び賃借料」で執行していた。	不適切事項については、執行科目における節の確認が不十分であったことによるものであり、節の誤りについては、令和 2 年 2 月 4 日に更正処理を行った。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(3) 福祉子どもみらい局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県厚木児童相談所	令和 2 年 4 月 2 日 (令和元年12月20日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、別館庁舎機械警備委託契約 (契約総額301,320円、契約期間：令和元年 8 月 29 日から令和 4 年 3 月 31 日まで) の締結に当たり、長期継続契約であることから、財政課長通知に基づき競争入札により契約者を決定すべきところ、見積合せを行い随意契約を締結していた。	不適切事項については、長期継続契約事務の手続に関する規定の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、長期継続契約を締結する際の事務手続について留意し、所属が一体となって適正な事務執行に努めることとした。

(4) 健康医療局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立よこはま看護専門学校	令和 2 年 4 月 23 日 (令和元年12月10日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、総合建物管理業務委託契約 (契約額17,245,440 円) の執行に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、平成31年 4 月分から令和元年10月分までの支出命令 (支出額計9,980,854円) について、校長決裁とすべきところ、次長の専決として処理していた。 2 契約事務において、総合建物管理業務委託契約 (契約額17,245,440 円) に係る平成31年 4 月分から令和元年10月分までの検査調書について、神奈川県財務規則の規定に反し、校長に報告すべきところ、次長に報告していた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、関係規定の理解が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の該当部分の写しを執行伺いに添付し、複数の職員で確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、関係規定の理解が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の該当部分の写しを執行伺いに添付し、複数の職員で確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県動物愛護センター	令和 2 年 1 月 31 日 (令和元年12月9日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、機械警備業務委託契約 (契約総額575,871円、契約期間：令和元年 5 月 17 日から令和 6 年 3 月 31 日まで) について、業務の開始後に契約を締結していた。また、収容動物飼養・庁舎総合管理委託契約 (契約額14,742,000円、契約期間：令和元年 6 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで) について、契約の締結に当たり、会計局長通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、契約締結日である令和元	不適切事項については、契約事務の進行管理及び会計局長通知による契約書作成日の特例についての理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理及び複数職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

年 7月 26日 から遡及して同年 6月 1日 から契約の効力が生じることとしていた。

(5) 産業労働局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立東部総合職業技術校	令和 2年 2月 10日 (令和元年12月 3日 及び同月 4日 職員調査)	(不適切事項) 歳計外現金事務において、講師謝金に係る所得税及び復興特別所得税 1件、261,245円 について、法定納期限内に納付を行っていなかった。その結果、不納付加算税13,000円の賦課決定を受けて同額を納付していた。	不適切事項については、進行管理及び確認体制が不十分であったため、法定納期限内に納付を行っていなかったもの。 今後は、このようなことがないよう、月例処理一覧表等により納付進捗を把握し、複数の職員による確認体制を強化するとともに、出納員による納付確認を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。

(6) 企業庁

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県企業庁藤沢水道営業所	令和 2年 4月 15日 (令和 2年 1月 28日 及び同月 29日 職員調査)	(不適切事項) 工事事務において、企藤第23号藤沢市本鶴沼 2丁目13番付近配水管改良工事測量業務委託の設計額の積算に当たり、路線測量について、設計数量を誤って積算するなどしていたため、設計額 (3,157,000円) が 55,000円 過大であった。	不適切事項については、設計書作成過程において、確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、工事着手前に研修を実施し、設計者及び検算者が、当初設計及び変更設計時において、内容確認、数量確認を徹底して行うとともに、所内で情報を共有することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所	令和 2年 2月 6日 (令和 2年 2月 5日 及び同月 6日 職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、平成31年 3月 分の相模川水系ダム管理事務所管内電気通信及びダム水路施設巡回点検業務委託料1,947,510円 について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息6,700円 を支払っていた。	不適切事項については、支出事務において、所属としての進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

神奈川県監査委員公表第23号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第14項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和 2年 12月 25日

神奈川県監査委員 村上英嗣
同 太田眞晴
同 吉川知恵子
同 梅沢裕之
同 小野寺慎一郎

1 措置の対象となった監査の結果

令和 2年 8月 28日 (神奈川県公報号外第52号) 神奈川県監査委員公表第17号で公表した不適切事項のうち教育委員会分 6か所に係る 6事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立総合教育センター	令和 2年 2月 14日 (令和元年12月 23日 及び同月 24日 職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあつた。これにより、令和元年度の共架柱に係る使用料12件、29,736円 が徴収不足であつた。	不適切事項については、管理する財産の確認が不十分であつたことによるものであり、令和 2年 2月 28日 及び同年 3月 10日 に使用許可を行い、徴収不足分については、同年 7月 22日 までに全額収入した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努

			めることとした。
神奈川県立弥栄高等学校	令和 2 年 3 月 30 日 (令和 2 年 1 月 15 日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、水質検査業務の委託契約 (契約額 23,760 円) について、受託者ではなく、受託者が再委託した者が発行した検査結果報告書に基づいて履行確認を行っていた。	不適切事項については、履行確認において、検査結果報告書の報告義務を負う者が受託者であることについて認識が不足していたことによるものであり、令和 2 年 1 月 24 日に受託者による報告書を提出させた。 今後は、このようなことがないように、令和 2 年度から、見積書提出依頼書に当該報告義務についての記載を追加することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立厚木北高等学校	令和 2 年 5 月 8 日 (令和 2 年 3 月 13 日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあつた。これにより、令和元年度の共架柱に係る使用料 2 件、3,906 円が徴収不足であつた。	不適切事項については、管理する財産の確認が不十分であつたことによるものであり、令和 2 年 3 月 30 日付けで使用許可を行い、徴収不足分については、同年 4 月 21 日に収入した。 今後は、このようなことがないように、定期的に敷地内を巡回して確認を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立座間高等学校	令和 2 年 3 月 30 日 (令和 2 年 1 月 16 日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線及び街路灯が共架されているものがあつた。これにより、令和元年度の共架柱に係る使用料 2 件、4,956 円が徴収不足であつた。	不適切事項については、管理する財産の確認が不十分であつたことによるものであり、通信線については令和 2 年 1 月 31 日に使用許可を行い、徴収不足分については、同年 2 月 27 日及び 3 月 18 日に収入し、街路灯については、同年 1 月 21 日に使用許可を行った。なお、地方公共団体が公共用に供する目的のため、使用料は全額免除となっている。 今後は、このようなことがないように、財産管理事務に係る規程等の基本的理解や知識の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立大井高等学校	令和 2 年 1 月 17 日 (令和元年 12 月 2 日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、学校機械警備委託契約 (契約総額 1,857,612 円、契約期間：平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで) について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年 10 月 1 日までにを行うべきところ、同年 11 月 7 日に行っていた。	不適切事項については、令和元年度予算の執行見込み額調べの段階において、複数職員による確認体制が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、予算執行に係る手続等に当たっては、主任、副主任相互の確認体制を整えとともに、管理職による確認も徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立三ツ境養護学校	令和 2 年 4 月 23 日 (令和 2 年 2 月 28 日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、下水道管まきの耐震化工事に伴う土質調査実施に係る教育財産の目的外使用許可に当たり、当該調査は地方公営企業が行うものであるため、教育財産の目的外使用許可取扱要領に定める使用料減免の対象とならないにもかかわらず、使用料を免除していた。これにより、令和元年度の使用料 1 件、4,330 円が徴収不足であつた。	不適切事項については、減免に関する例外規定の有無について、関係諸規程の確認が不十分であつたことによるものであり、徴収不足分については、令和 2 年 4 月 10 日に収入した。 今後は、このようなことがないように、職員全員が各自慎重に審査することにより、適正な事務執行に努めることとした。

公 告

特定非営利活動促進法第 25 条第 4 項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更認証申請がありましたので、次のとおり公告します。

令和 2 年 12 月 25 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

申請のあつた年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和 2 年 11 月 30 日	特定非営利活動法人 湘南二宮 I T クラブ	片岡 健二	中郡二宮町二宮 176 番地	この法人は、広く子どもから高齢者に至る地域住民に対し、生活の利便性の向上に資するため、I T (情報技術) に関する知識の普及・技能の向上に関する事業を行うことにより、公益の増進に寄与することを目的とする。
令和 2 年 12 月 9 日	特定非営利活動法人	猪狩 惇夫	横浜市中区元浜町三丁	この法人は、海外進出を目指す中小企業経営者等に対

	神奈川中小企業活性化センター		目21番2号ヘリオス開内ビル4階	して、中小企業の海外進出に関する普及啓発や起業支援、人材派遣支援、帰国子女への支援、調査・情報発信に関する事業を行い、また、製造業の中小企業経営者等に対して、「売れるモノづくり」に関する普及啓発事業を行い、中小企業の基盤強化と経営活動の活性化の推進に寄与することを目的とする。
<p>測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省関東地方整備局長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。</p>				<p>1 測量の種類 公共測量（基準点測量、路線測量及び用地測量）</p> <p>2 測量の地域 鎌倉市台二丁目及び大船三丁目地内ほか</p> <p>3 測量の期間 令和2年9月23日から同年12月18日まで</p>
<p>令和2年12月25日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p>				
<p>1 測量の種類 公共測量（道路管理）</p> <p>2 測量の地域 神奈川県内の一部（直轄国道）</p> <p>3 測量の期間 令和2年10月9日から令和3年3月26日まで</p>	<p>測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神奈川県藤沢土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。</p> <p>令和2年12月25日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p> <p>1 測量の種類 公共測量（基準点測量、路線測量、現地測量及び用地測量）</p> <p>2 測量の地域 県道302号小袋谷藤沢（鎌倉市山崎地先）</p> <p>3 測量の期間 令和2年10月5日から令和3年1月29日まで</p>			
<p>測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南関東防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。</p>				<p>測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、藤沢市長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。</p> <p>令和2年12月25日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p> <p>1 測量の種類 公共測量（T S地形測量及びデジタルオフセットによる地形図データ修正）</p> <p>2 測量の地域 藤沢市北部地区</p> <p>3 測量の期間 令和2年10月6日から令和3年1月29日まで</p>
<p>令和2年12月25日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p>				
<p>1 測量の種類 公共測量（基準点測量及び施設測量）</p> <p>2 測量の地域 横須賀市田戸台及び久里浜6丁目</p> <p>3 測量の期間 令和2年7月17日から令和3年3月15日まで</p>	<p>測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南関東防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。</p> <p>令和2年12月25日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p> <p>1 測量の種類 公共測量（基準点測量及び施設測量）</p> <p>2 測量の地域 横須賀市西逸見町二丁目及び東逸見町二丁目</p> <p>3 測量の期間 令和2年7月17日から令和3年2月26日まで</p>			
<p>測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南関東防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。</p>				<p>測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、藤沢市長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。</p> <p>令和2年12月25日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p> <p>1 測量の種類 公共測量（T S地形測量及びデジタルオフセットによる地形図データ修正）</p> <p>2 測量の地域 藤沢市南部地区</p> <p>3 測量の期間 令和2年10月6日から令和3年1月29日まで</p>
<p>令和2年12月25日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p>				
<p>1 測量の種類 公共測量（基準点測量及び施設測量）</p> <p>2 測量の地域 横須賀市西逸見町二丁目及び東逸見町二丁目</p> <p>3 測量の期間 令和2年7月17日から令和3年2月26日まで</p>	<p>測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、藤沢市長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。</p> <p>令和2年12月25日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p> <p>1 測量の種類 公共測量（T S地形測量及びデジタルオフセットによる地形図データ修正）</p> <p>2 測量の地域 藤沢市南部地区</p> <p>3 測量の期間 令和2年10月6日から令和3年1月29日まで</p>			
<p>測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神奈川県藤沢土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。</p>				<p>令和2年12月25日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p>
<p>令和2年12月25日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p>				

測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神奈川県平塚土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和2年12月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量、路線測量及び現地測量）
- 2 測量の地域
秦野市河原町地先ほか
- 3 測量の期間
令和2年7月9日から令和3年2月26日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神奈川県平塚土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和2年12月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量、路線測量及び現地測量）
- 2 測量の地域
秦野市堀西地先ほか
- 3 測量の期間
令和2年7月20日から同年11月30日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大和市長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和2年12月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類
公共測量（数値地形図データ修正 地図情報レベル2,500）
- 2 測量の地域
大和市全域 27.09km²
- 3 測量の期間
令和2年8月1日から令和3年2月26日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神奈川県平塚土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和2年12月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量及び用地測量）
- 2 測量の地域
伊勢原市上粕屋地内ほか
- 3 測量の期間
令和2年9月25日から令和3年3月15日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、海老名市長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和2年12月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類
公共測量（修正測量 地図情報レベル2,500）
- 2 測量の地域
海老名市全域 (26.59km²)
- 3 測量の期間
令和2年7月29日から令和3年3月31日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大井町長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和2年12月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類
公共測量（道路台帳平面図更新）
- 2 測量の地域
足柄上郡大井町の一部
- 3 測量の期間
令和2年9月28日から令和3年1月15日まで

次のとおり公開による聴聞を行いますので、宅地建物取引業法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公告します。

令和2年12月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 聴聞の期日 令和3年1月8日(金)
- 2 聴聞の場所 横浜市神奈川区鶴屋町2-24の2 かながわ県民センター4階 経営事項審査室
- 3 被聴聞者の商号若しくは名称又は氏名及び免許番号又は登録番号並びに聴聞開始時刻

被 聴 聞 者		聴聞開始時刻
商号若しくは名称又は氏名	免許番号又は登録番号	
株式会社Y・S企画	神奈川県知事(2)第28379号	午後2時

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和2年12月25日

神奈川県厚木土木事務所長 久 保 徹

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市大谷南2-3,499の5ほか18筆
----------------	-----------------------

開発区域の面積	1, 133. 13平方メートル
開発許可を受けた者の住所	大和市中心 3 - 4 の 28
開発許可を受けた者の氏名	株式会社グリーンハウジング 代表取締役 松下 恒平
開発許可年月日及び許可番号 (変更許可)	令和 2 年 8 月 28 日 神奈川県指令厚土東第 610037 号 (令和 2 年 10 月 5 日 神奈川県指令厚土東第 610043 号)

都市計画法第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 2 年 12 月 25 日

神奈川県県西土木事務所長 森 谷 保

開発区域に含まれる地域の名称	足柄下郡真鶴町真鶴岩宇字岩ヶ窪 326 の 6 ほか 9 筆及び 326 の 8 の一部
開発区域の面積	1, 171. 95 平方メートル
開発許可を受けた者の住所	平塚市馬入本町 13 の 11
開発許可を受けた者の氏名	株式会社トータルライフサポート研究所 代表取締役 堀川 彰
開発許可年月日及び許可番号 (変更許可)	令和 2 年 3 月 12 日 神奈川県指令西土第 610040 号 (令和 2 年 12 月 16 日 神奈川県指令西土第 610030 号)

入 札 公 告

落札者等の公告

令和 2 年 12 月 4 日 号外第 64 号

県土整備・砂防海岸課

ページ	3			行目	下から 12		
誤	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
	区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
	一色 1	中郡二宮町一色のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	一色 1	中郡二宮町一色のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
正	区域の名称	指 定 の 区 域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類			
	一色 1	中郡二宮町一色のうち、次の図に示す区域		急傾斜地の崩壊			

令和 2 年 12 月 4 日 号外第 64 号

県土整備・砂防海岸課

ページ	4			行目	下から 17		
-----	---	--	--	----	--------	--	--

次のとおり落札者等について公告します。
令和 2 年 12 月 25 日
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

<掲載順序>
(1)物品等又は特定役務の名称及び数量 (2)事務を担当する所属の名称及び所在地 (3)落札決定日 (随意契約の場合は契約日) (4)落札者 (随意契約の場合は契約者) の氏名及び住所 (5)落札金額 (随意契約の場合は契約金額) (6)契約の相手方を決定した手続 (7)一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札公告日 (8)随意契約の場合はその理由

(1)共通利用パソコンの賃貸借及び保守 一式 (2)神奈川県総務局総務室 横浜市中区日本大通 1 (3)令和 2 年 5 月 8 日 (4)株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号 (5)173, 496, 400 円 (6)随意契約 (8)地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

正 誤

令和 2 年 12 月 4 日 号外第 64 号

県土整備・砂防海岸課

ページ	行 目	誤	正
3	下から 16	第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項	第 7 条第 1 項
	下から 15	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域
4	上から 26	足柄上郡中井町井ノ口	足柄上郡中井町井ノ口及び中郡二宮町一色

誤		ち、次の図に示す区域			ち、次の図に示す区域		
	鴨沢 1	足柄上郡中井町鴨沢及び大井町高尾のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	鴨沢 1	足柄上郡中井町鴨沢及び大井町高尾のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
	鴨沢 2	足柄上郡中井町鴨沢及び大井町赤田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	鴨沢 2	足柄上郡中井町鴨沢及び大井町赤田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
	鴨沢 3	足柄上郡中井町鴨沢のうち、	急傾斜地の崩壊	鴨沢 3	足柄上郡中井町鴨沢のうち、	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
正		ち、次の図に示す区域			ち、次の図に示す区域		
	鴨沢 3	足柄上郡中井町鴨沢のうち、	急傾斜地の崩壊	鴨沢 3	足柄上郡中井町鴨沢のうち、	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

令和 2 年12月 4 日号外第64号

県土整備・砂防海岸課

ページ	6		行目	上から12			
誤		域			域		
	松本 1	足柄上郡中井町松本並びに秦野市栴窪及び平沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	松本 1	足柄上郡中井町松本並びに秦野市栴窪及び平沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
	松本 2	足柄上郡中井町松本のうち、	急傾斜地の崩壊	松本 2	足柄上郡中井町松本のうち、	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
正		域			域		
	松本 2	足柄上郡中井町松本のうち、	急傾斜地の崩壊	松本 2	足柄上郡中井町松本のうち、	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり